

認知症による財産凍結トラブル・相続対策がご心配な方へ…！

相続・家族信託

セミナー

認知症になると、このような問題が起きてきます。



老人ホームの支払い

老人ホームへの入居金や月額利用費をご自身の財産から支払うことができなくなってしまいます。



銀行口座の凍結

認知症になってしまったら銀行口座は事実上凍結され、例えば家族であっても簡単に引き出しは出来なくなってしまいます。



不動産の売却

認知症になってしまったら、施設に入って空家になった自宅や管理している不動産の売却が出来なくなってしまいます。

日時

令和4年3月12日(土)

参加費無料

10:00~11:30 (受付 09:45~)



いざ「生前対策」といっても、何から始めたらいいのかわからないものです。まずは生前対策を行う際に考えるべきことを、専門家が丁寧にお伝えしていきます。

会場

TRUST 司法書士法人トラスト

〒950-0922 新潟市中央区山ニツ五丁目2番25号

先着順で**限定6名様**になります。お早めにお申し込みください。

お問合せ先

025-287-1172

詳細は裏面へ

※ お席に限りがございますので **事前のご予約** をお願いいたします

セミナー&相談会では…相続、家族信託の

当日TOPIC 実績豊富な専門家がお話します!

認知症になったときに何が起きる?
資産凍結のリスクとは!

認知症とお金のトラブルを防ぐ!
「元気な今」だからすべきこと

どんな対策があるの?
家族信託・遺言・後見制度について

当事務所で実際にあった
認知症とお金のトラブル解決事例

講師のご紹介



司法書士
外川 美香

認知症になると、不動産や預貯金などの財産が「凍結」されるリスクがあることを、皆様はご存知でしょうか?

人生100年時代を迎えた今日、高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍とされています。「認知症」は誰にでも起こりうるリスクなのです。

- 認知症になっても自分らしい財産の管理・運用・処分を続けたい
- 自分のためだけでなく家族のためにその財産を生かしたい

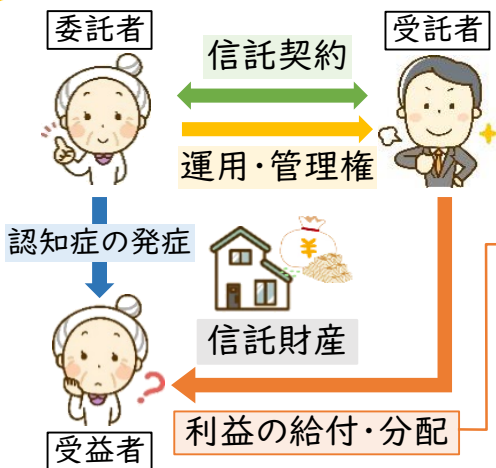
家族信託はその願いを叶える新しい財産管理の方法です。

最後まで自分らしく生きるために…私は「家族信託」をお勧め致します。

皆様のご来場をお待ちしております。



テレビや新聞でも、話題の「家族信託」とは!?



こんな「安心」が実現できます!

- ◎ 自宅を売却・賃貸し母親の介護費用や生活費に充てる!
- ◎ 自宅をリフォームして在宅介護ができるようにする!
- ◎ 預貯金を管理し、母親の生活に必要な費用をまかなう!

当事務所のご紹介

お問合せ・お申込みは

025-287-1172

家族信託の専門サイトを
運営しています!



新潟家族信託相談室

事務所名	司法書士法人トラスト
代表社員	関 武
住所	〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ5丁目2番25号
TEL	025-287-1172